

2. 借上げ継続協議に個人情報は無用

建物所有者との借上げ継続の協議に、入居者の個人情報はまったく必要ない。入居者の人権にかかわる個人情報を、たとえ部屋番号通知だけでも、無用な差別や誤解を生む危険があり許容できるものではない。

3. 期間満了時（20年の）のことは誰も分らない

数年先の自分自身や家族の要介護度等は誰も予測できない。この意向調査は、期間満了時の三条件で判断することになっているが、その時点にならないと答えようがない。回答不可能な意向調査である。

今の段階で答えると、要介護3以下はすべて該当者「いない」をチェックすることになり、住宅斡旋・転居を執拗に迫られることになる。（いったん転居すれば、期間満了時に要介護3以上に変化しても元に戻れないことを見越した姑息な調査である。

「各種認定調査票」について

4. なぜ都市計画総局が、家族全員の個人情報を管理しようとするのか？

「個人情報の取り扱いについて」（重要）の文書の中で、「・・・要介護区分および障害認定は変わる場合があるため、都市計画総局が保健福祉局から**定期的に最新の情報を受け審査**する」と、書かれている。要するに、要介護区分などの変化を住宅部がいち早くつかみ、審査でふるいにかけて転居を迫る。家族全体の状況変化を、住宅部はいながらにして把握できる。「そのための資料として使うことを同意してくれ」というのである。

5. 同意書に署名はなぜ必要なのか？

あとで問題が起こっても「あなたが同意したではないか」という口実となる。

「個人情報の取り扱いへの同意」を、継続入居の必須条件として迫るのは一種の脅迫である。

6. 85歳以上は絶対残れるか？

必ず残れるとは限らない。「お願い」文書の中に、「建物所有者が契約延長を希望しないときは、借上げ満了日までに他の市営住宅へ住み替えていただく」としている。神戸市はこれまで、建物所有者に対して、契約継続を働きかけておらず、むしろ20年で契約を打ち切る方向で動いている。また、家族の中に85歳以上の人がいる場合でも、20年期限までに亡くなった場合は、その時点で転居を求められる。いずれにしても安心は出来ず、継続入居を原則として認めさせる以外、残る道はない。

7. 要介護3以上だから安心か？

要介護区分は、介護認定審査のたびに变化し、厚労省は現在の区分をより厳しくして、介護区分をより軽度に引き下げようとしている。また、本人がリハビリに努め、介護度が軽く変化する場合もある。今、介護度が3以上だからといっても認定審査で2以下になれば直ちに転居を迫られる。要介護度を基準にすること自体が問題である。

転居強要にまげへんで！

この「意向調査」は、入居者の現状をまったく理解しないまま、市の一方的な思惑で造られた「追い出し用資料」にすぎない。震災後18年、多くの入居者が助け合い寄り添いながら暮らしている実態を、行政独自で調べもせず、被災者の意見も聞かず実施する調査は何の意味も持たない。

市長も局長も入居者との話し合いを、一切拒否してきた。勝手に決めた三条件で線引きし転居を強行すれば、この間築いてきたコミュニティ(きずな)は瓦解(かがい)する。

借上げ協議会では、この「意向調査票」や、「個人情報への同意」は、「追い出しに利用されるだけだから返送しない」ということにした。

「意向調査票」などを送りつけられた入居者から、「こんな勝手な調査には協力できないから、みんなで相談して返事を出さない事にした」（長田区）とか、「私は転居しません」とだけ書いて返送した。（灘区）など、様々な怒りの声が寄せられている。「借上げ住宅入居者協議会」は入居者みんなで団結し、勝手な神戸市の転居強要を絶対に許さない。

第16回借上住宅協議会

日時：2013年7月26日(金) 午後2時～4時

場所：市立婦人会館 4階 （湊川神社西門前）

「 どんどんと活用されております!!

シール『私は転居しません』

申込先：078-371-5789 阪神・淡路大震災・被災者ネットワーク

（平日10:00～12:00）